開催日時 開催場所	令和7年8月6日(水) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	17時03分から 18時46分まで	
出席状況	公益を代表する委員	定数 3 名	出席 3 名
	労働者を代表する委員	定数 3 名	出席 3 名
	使用者を代表する委員	定数 3 名	出席 3 名

○廣谷部会長

ではただ今から第3回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。

初めに本日の委員の出席状況、会議の成立状況などについて、事務局から報告をお願いします。

○事務局(谷本)

はい。座って説明させていただきます。

委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名に御 出席いただいております。各代表の3分の1以上又は全体で3分の2以上の出 席があり、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は原則公開となっており、傍聴の告示を行いまして、希望がありました1名の方が傍聴されております。

併せて、資料の御説明をいたします。

資料としましては、8月4日付けで中央最低賃金審議会から通知がございました。令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申文でございます。後ほど伝達させていただきます。報告は以上です。

○廣谷部会長

はい。それでは、議題1 目安答申の伝達に入りたいと思います。

8月4日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に令和7年度地域別最低賃金改定の目安についての答申がなされています。その答申を事務局から伝達していただきます。

○事務局(谷本)

はい。

〈答申文読み上げ〉

以上、目安の答申について伝達いたしました。

続きまして、この目安答申に関しまして、中央最低賃金審議会から委員の 皆様あてにメッセージ動画が届いておりますので、このお時間をお借りして 御視聴いただければと思います。

この動画は、今年度の中央最低賃金審議会において取りまとめられた令和7年度の最低賃金額改定の目安について、委員の皆様に直接伝達するよう、作成されたものです。動画の再生時間は、約15分程度となっています。準備出来次第、開始いたします。よろしくお願いいたします。

【中央最低賃金審議会会長メッセージ】

皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今年度の目安の位置づけの趣旨、あるいは中央最低賃金審議会が取りまとめました令和7年度の目安について中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について理解を深めていただければというふうに思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。

通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたりまして、考慮する要素としては様々なものがある んですが、基本的な考え方をここでお伝えをしておきたいと思います。

まずは、最低賃金法は法定の3要素というのを定めております。労働者の 生計費、それから賃金、通常の事業の賃金支払能力、これを考慮して定める こととなっております。また、生活保護に係ります施策との整合性に配慮す るということも法定をされております。

その際、地域間のバランスを図るという観点から、中央最低賃金審議会で 目安を示すことになっております。

また近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目になっております。具体的には中長期の金額目標、地域間格差是正になります。

次に目安について御説明をしたいと思います。

令和5年の全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載してお

りますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全 国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地 方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識い ただたきたいと思います。

したがいまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることも あれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもありうると私どもは考 えております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で、決定をしていただきたいと思っております。

では今年度の目安のポイントを御説明したいと思います。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。

3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるわけですが、昨年度に 引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を 重視する、その点に加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いてい ることにも着目をいたしました。

3要素のそれぞれの評価ポイントについて御説明をいたします。

まず「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた、これは昔からそういうふうにしております。それとともに、今年度の物価について丁寧に議論をしました。足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の約7割を占めている、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあると、令和6年については勤労者世帯で26.5%となっており、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていること、こういった点を公労使で確認をいたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁に購入」する品目にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういった中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に

着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようということになりまして、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えまして、4つの指標を追加的にみることといたしました。具体的には、「頻繁に購入する品目」、「1か月に1回程度購入する品目」、「基礎的支出項目」、「食料」の4つでございます。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%でありましたが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案いたしました。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げますと、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%という高い水準になっております。

3要素の二番目については、連合、経団連、日本商工会議所、厚生労働省の30人未満企業を対象としました賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認をされております。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致した状況でございます。

最後に、三つ目ですね、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の 企業の賃金支払能力を指すものではないと解されておりまして、これまでの 目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するの ではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、実は決め手となる指標がなかなかないわけです。そこで例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認いたしております。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しい結果データや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したところですが、全体として支払能力は改善傾向であるというふうに考えました。

さて、今年度示しました目安についてですが、これまで御説明した点と重複はいたします。しかし、強調しておきたいため申し上げておきたいと思います。3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視する、それに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることにも着目をいたしました。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意したところであります。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれており、中央最低賃金

審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要だということで意識をしてまいりました。

そういった中、消費者物価指数、具体的には持家の帰属家賃を除く総合ですね、この上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えました。

具体的には、Aランク63円、率にしますと5.6%、Bランクも63円・6.3%、Cランク64円・6.7%といたしました。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっているということは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものであります。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としていただきたいと思います。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくために、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中でありました。これについては、早速労働局には伝達されていると承知をしておりますので、適宜参考にされたいと思います。

次に発効日についてです。発行日については10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要という声も上がっております。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、 発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員の間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に考慮して議論を行っていただくよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望をしたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてまいりました。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考にしていただいて、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が

行われることを私は期待をしております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果にこれからも注目していきたいと思います。

以上、中央最低賃金審議会からのメッセージでございました。

○事務局(谷本)

中央最低賃金審議会からのメッセージは、以上でございます。

○庸谷部会長

ただ今、事務局から目安答申を伝達いただきました。

今年度の目安答申に関して、御意見をお聴きしたいと思いますが、まず、 労働者側いかがでしょうか。

○濵地委員

はい、中央の会議で44年ぶりというようなことをおっしゃっていましたけども、議論に議論を尽くした目安というものを尊重したいというふうに思っていますが、和歌山で働く人、生活者にとっては到底足りない水準であると我々は理解してございますので、そういった観点での議論というものをしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○廣谷部会長

ありがとうございます。では使用者側いかがでしょうか。

○児玉委員

使用者委員の児玉です。まず目安の金額63円については、極めて厳しい数字だと思っております。特に和歌山の方は中小企業、零細企業が多い中で、これ和歌山に置きなおすとですね6.43%ですね。国平均では6%になりますが、和歌山980円に対しては、6.43%だと思います。これだけの大きな上げ幅っていうことを中小企業、零細企業のところが生産性向上等で耐えていけるかどうかということですね、すなわち事業の継続にも大きな影響が出て、結果として労働者の継続した雇用いうことに対しても大きな影響を及ぼしかねないというぐらいの大変大きな厳しい数字だと認識しております。

○廣谷部会長

ありがとうございました。公益側委員から何か意見ございますか。よろし

いですか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

それでは、中央最低賃金審議会の目安に関する意見交換はここまでとして、和歌山県最低賃金改正決定に当たっては、目安答申の内容や地域の状況、それから第2回審議会での関係労使の方々からの御意見等も参考にしながら、専門部会の場で議論を進めていきたいと思います。

それでは、議題2 金額審議に入りたいと思います。

前回は、今年度の金額審議に向けての基本的な考え方、目標等について、 労使双方からお伺いをしました。また、労働者側、使用者側とも、それぞれ の所属する組織の中で情報収集や意見集約もされていることと思います。金 額審議に先立ち、参考になる情報や御意見等がございましたらお伺いしたい と思います。

まず労働者側はいかがでしょうか。

○濵地委員

はい。金額も含めてお話させてもらってもよろしいですか。

○廣谷部会長

はい。

○濵地委員

よろしいですか。労働者側、基本的な考え方、主張、根拠につきましては 前回の専門部会の方で述べたとおりでございます。

特に昨年に引き続きまして、物価上昇というものを意識しながら最賃近傍で働いている人々の生活は厳しいんだといったところを意識しつつ、これだけ地域間格差が縮まらないといった状況の中で、労働人口がますます県外に流出し、和歌山県の企業の人手不足に歯止めがかからなくなるといった状況であるというのに、使用者側は最賃の低い方が企業立地が進んで有利であるという主張には到底納得できないですし、違和感を覚えるしかないといったところでございます。

他府県の状況でございますが、私たちが確認したところ、栃木の方で、すでに全会一致で結審してると。プラス1円の64円で結審したようでございますが、その他、地方は審議中ということになっているということを確認してございます。

先ほども申し上げましたとおり、この63円を尊重したいんですが、和歌山で働く人、生活者の生活は厳しいんだといったところでございますが、ハローワークの求人募集がすでに1,000円を超えている、高卒の初任給が1,045円であるのに対し、多くの企業で正社員が980円に張り付いている、政府も2020年代に1,500円にすることを掲げているといったところ。あと連合リビングウェイジの単身で1,120円必要というふうにしている。そして以前Dランクであった府県の上げ幅というものがかなり上がってきてますので、このままでは抜かれてしまいそうな状況であるというふうなことの状況下において、今の水準980円プラス63円で県民、住民の生活が守れるのかどうかというところでございます。

ちなみに県職員は平均2,300円というふうなことになってございますが、その生活を守る責任は、我々審議会委員にあるんだということを改めて申し上げさせていただいた上で、労側の金額を提示させてもらいたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、政府の目標達成には年間7.3%、70円アップの上昇させる必要があるということに加えまして、連合リビングウェイジの単身で1,120円必要というふうにされておることから、この差が140円ということ、これを2年間で達成させることとし、これが70円として、できるだけ早い結審ということも意識しながら厳しい生活を強いられている方々の思いに応えるという意味からも現実的な数字として現時点で70円アップの1,050円を提示させていただきたいと思います。以上です。

○廣谷部会長

はい、ありがとうございました。 では使用者側、いかがでしょうか。

○児玉委員

使用者側の見解を言う前に、ただいま藤村会長メモ、ビデオを見せていただきました。6ページを御覧いただきたいんですが、公益委員見解で示したデータについて云々あったかと思います。その中で地方のデータに基づいた審議に当たってということでありますので、地方のデータについて、今日お配りいただいた資料っていうのは、これは中央の方の議論されたところの資料をお付けいただいていると思いますが、これについて都道府県別のデータの有無を明らかにするということで、本専門部会の中で議論すべきデータっていうのはいかがなってますでしょうか。

はい、先ほどの答申の中ほどに、参考資料というものがついてございます。これにつきまして、都道府県別でデータをお示しさせていただけるという部分が、聞いているところでは、参考資料2ページの消費者物価指数の推移に関してのところでございますが、ここに持家の帰属家賃を除く総合というものがございます。それと下の表の食料品のところでございますが、ここの部分に関しましては、都道府県の数値というのをお示しさせていただけることができるというふうに聞いております。

○児玉委員

はい。聞いているということはあるということですね。

○事務局(谷本)

はい、そうですね。

○児玉委員

議論にあたっては非常にここのところが大事なポイントになってくるかと思いますので、その辺の数字も見た上で、議論を進めていきたいと思っておりますが、少し使用者側の、今日は目安についての説明が前回なくて今日今初めて説明があったとこなので、その点について最初の金額提示については、もう一回今の状況を踏まえた中で使用者側の方で時間をいただきながら検討していきたいと思います。

先ほど冒頭に言いましたとおり厳しい状況の中で、そのデータに基づいた 議論を進めるということでありますので、色々データの数字はあるんですが 事務局からも和歌山の数字についていただきながら、我々その手持ちのデー タとかもないことはないですけれども、目安のところでそういうふうに指示 が出てるということになればそれを踏まえた上での議論をするのが順当では ないかなぁというふうに思います。

○廣谷部会長

その資料の方ですけれども、この後。

○事務局(谷本)

はい、準備をさせていただいて。

○廣谷部会長

ではちょっと休憩を入れて。

そうですね。

○河野委員

ちょっといいですか。今話がありましたけれどもデータに基づくと、いわゆるその地賃の方で地域の状況を見てということになると思いますんで、実は私の方は中小企業団体中央会というところでやっておりますので、中小企業団体が、組合が250いくつございます。そういったところ毎月毎月状況調査をしておりますので、こういったところ私の方でもデータといいますか拾ってきている部分がございます。それを説明させていただければと思うんですが、何を申し上げるかっていうと簡単に申し上げるといわゆる去年より今の状況においては非常に苦しくなっているということが、わかるような内容でございますんで、これについても事務局の方からデータの準備があるとのことで、これをちょっと用意をしているんで、コピーしていただいてと思っております。

○事務局(谷本)

はい。よろしいでしょうか。

○廣谷部会長

そしたらどうしましょう。先ほど使用者側は使用者側で協議をしてという 話が出たかと思うんですけれど、それは資料が出てから。

○児玉委員

そうですね。資料はお渡ししてコピーをして。

○事務局(谷本)

そうですね。

○廣谷部会長

資料は用意いただくということで、いったん休会という形でよろしいでしょうか。

○事務局(谷本)

はい。結構です。

○廣谷部会長

ではいったん休会ということで。

〈事務局が資料配付〉

○廣谷部会長

それでは審議に戻りたいと思います。

今、資料二ついただいてますけども、先ほどの事務局からの分について何 か説明点は。

○事務局(谷本)

はい、両面になっておりまして、一つは持ち家帰属家賃を除く都道府県別の全国と和歌山県の上昇率の推移を資料とさせていただいております。裏面は食料にかかる部分の全国と和歌山の対前年比の上昇率の推移であります。 以上です。

○廣谷部会長

そしたら使用者側で今の点で。

○河野委員

はい、ではちょっとお手元の資料を見ていただきたいと思います。

うちの方ではですね、中小企業の景況の調査報告っていうのを全国的にも 毎月毎月やってございまして、ここに40組合って書いてるんで、製造業も あれば非製造業もあるんですけども、これの組合について毎月毎月、売り上 げと収益の景況の部分だけピックアップして、他にも色々在庫だとか色んな 項目あるんですけども、主にいわゆる景気の大きな部分で影響出そうな部分 の3つをちょっとピックアップをさせていただいています。

上のR6って書いてあるのが去年のですね、これ直近の4月5月6月の状況っていうことで、今年の分とそれから去年の状況と見ています。上の①の方は簡単に言うと組合の数になります。数だけ言えば中身はそんなに細かくわからない部分もあるんですけれども、見ていただくと売り上げの方はやっぱりちょっと減少しているというところが増えています。それから収益についても4月5月6月ということで昨年より収益上では悪化しているというようなことになります。それから景況感につきましても4月は特に悪かったということで、数としたらこんなことになっています。

それから2番目の方ですけども、これは令和6年の4月から今年の6月までの15か月間について、今言った報告があるんですけども、これ指数で表

しております。単純にいきますと例えば増加の方と減少の方とマイナスのパーセントで合わせてですね、それを積み上げていくという形になるんですけれども、ゼロが簡単に言うとトントンになります。マイナス10とかマイナスになるといわゆる景気、景況がよくないということになります。プラスになると逆に上昇部分という形になりますけども、これ見ていただきますと売り上げの青い線につきましては、昨年と比べて若干落ちたりしてますけども、そんなに落ちてない部分もありますが、収益と業界の景況につきましては昨年より、かなり悪くなっていると、いうような景況感の部分の指数になっているということでございます。

だから単純に申し上げるとこのピンクの部分で囲っている部分が、昨年の同時期と比べると、非常に悪くなっているのかなということの、あくまでデータですけどもこういう事の御説明を差し上げました。

いずれにしましても、地元の状況の1つのデータということで、御理解いただけたらなということでございます。

○廣谷部会長

では、使用者側で今の資料を前提にして、何か御意見等ございますか。

○児玉委員

その前に消費者物価指数の資料をいただいたんですけど、これは持ち家除くという部分と食料なんですが、先ほどの会長さんの説明の中で、5つの資料があるという説明があったんですが、その辺いかがですか。今2つの資料出たんですけど、あと3つの資料は。

色んなマスコミのところでですね、今回その7回いくかって審議があって その途中でその政府の色んな介入もあったりですね、諸々のその審議の中 で、極めて恣意的な数字を出そうとしてるのではないかという見方が、多く の県の使用者側の意見としてはあるんです。

昨年の審議の中で、この持ち家の分の説明が中心にあったかと思うんですけれど、今回は急にこの食料の部分がクローズアップされてますよと。先ほどのその参考資料をもう一回確認をしておきたいんですけども、2ページにありますが、ウエイトの部分で言いますと、食料のウエイトっていうのが10,000分の2,626というここだけがすごくクローズアップされてるわけですが、その基礎的支出項目5,121であったり、昨年、今年も中心であった持ち家除くが8,420と一番ウエイトが高いところをさておき、その食料のところにフォーカスされていると。その辺の考え方っていうのも、今、資料出してくださいって言った時も資料に出てこないわけですよね。その辺どんなふうに本庁の方とやり取りされているのか、我々今回の審議につ

いて、真摯な議論をしていきたいんですね。そういうふうになってないかと 思っているところです。その辺のクリアになった上で金額審議に入っていき たいなと思います。

○廣谷部会長

今の残りの3項目について。

○事務局(谷本)

はい、本省の方から来ておりますのは先ほどの2つだけでして、それ以外の3つにつきましては都道府県別の数値が公表されてないというふうなことがございまして、資料にさせていただいてないというところでございます。

○児玉委員

すみません、公表されてないのか、あるんだけども出てないのかですね、その誘導のために食料だけを出してるように聞こえてくるのでね。

○事務局(谷本)

本省の方から聞き及んでいますのは、都道府県別の数値は公表されていない、ということを聞いております。

○児玉委員

ないのであれば仕方ないわけですけれど、できるだけ各都道府県の数字をも う一回お示しいただきながら、議論していきたいと思いますので、参考資料も し追加できるのであれば、よろしくお願いしたいと思います。

○廣谷部会長

公表されてないと、作成されてないでは多分意味が違うのでは。これはこち らにも来てない。

○事務局(谷本)

はい、そうです。

○廣谷部会長

中央にはある、ということですかね。作成されているのに公表されていない わけじゃなく、作成されているかどうかもわからなくて、実際公表されてませ んと。

そうです。そういうことになると思います。

○廣谷部会長

公表されてないんで、作成されているかどうかもわからないと。

○事務局(谷本)

はい。

○河野委員

ちょっといいですか。逆に言うと、その委員長の話にもありましたけども地域であるデータを見てということだと思うんですね。それがないっていうのが、公表されていないのであれば公表できるようにしていただきたいなというふうに思うんですけれども、そこはいかがですか。無理なんですか。

○事務局(谷本)

そうですね、今申し上げられるのは公表されてないので、出せないということしか申し上げられないです。

○児玉委員

何でこんなに入り口でこだわっているかと言うと、今、先にお示しいただいた消費者物価指数のデータ、全国3.9これは持ち家除くですけど、3.9に対して和歌山3.8ですね、食料については、6.4に対して和歌山5.9ということで、全国より和歌山の方は物価については低めに出てるということでありますので、その全体感を見ときたいという、全国の中の和歌山の位置づけですね。我々この消費者物価の話をいう立場ではないというふうには思っているところではありますが、そこのところは共通認識としては持っておきたいなというところです。

それでちょっとお願いがあるんですが、この持ち家を除く総合指数と頻繁に購入、1か月に1回程度購入、基礎的支出項目と食料、この5つあるんですが、この5つの項目がどんなふうに交わりがあって、何か含まれているのか全部バラバラなのか、全体のウエイトが書いてるんですけど、頻繁に購入っていうものと1か月に1回程度っていうこれ違うもんなんですよね。基礎的支出項目の中には頻繁とか、1か月に1回は含まれてるんですか。

○廣谷部会長

4ページのところには一応2つは出てますよね。

ただ、この基礎的支出項目っていうのはここにはないんですかね。 ものすごい細かく分かれてて、重複してるかどうかもわかれへんっていう、 ほうれん草とニンジンがなんで分かれてるのかもわからない。

○児玉委員

今までの議論の積み重ねのないところに、いきなりこんなものがぱっと出てくるから、理解できてないままに議論しようとするのがいかがなもんかって言いたいわけですが。去年と同じような議論を踏襲しておけばですねそんな変なことにならないと思うんですが。聞いたことない資料がいっぱい出てきてですね、それを目安のところ、中央のところでもちゃんと説明できているのかどうかっていうのが、これみんなわかってんのかなぁってそんな不信感みないな話が。

○廣谷部会長

一応2ページの注意2のところには、基礎的支出項目っていうのがあって、 説明は一応ありますけど。難しい表現もありますが。

○岡田委員

すみません、あまり私の答えるべきところじゃなくて、事務局が本来は応え るべきところかと思いますけれども、これは読み方としては、持ち家の帰属家 賃を除く総合が、総合的な消費者物価指数の第2指標ということにまずなって います。本来であれば、そもそも消費者物価指数で議論できれば良かったんで すけど、それだとおおざっぱすぎるので、持ち家の帰属家賃を除く総合で、家 は除こうよっていうので多分最初議論したんだと思うんですけど、もうちょっ と深堀りして、本当に日々の生活に絶対に必要になるところ、っていう生活の 実感として、最低賃金なので、そこを本当にそういう意味で最低生活保障に近 いようなところ、ないと生きていけないみたいな、そういう指標を出そうって いうのが、下の4つだと思うんですね。注を読んでいくと頻繁に購入も1か月 に1回程度購入も基礎的支出項目も食料も部分的にかぶっていて、食料品を含 んでいまして、全ての項目が、上の持ち家の帰属家賃を除く総合に含まれてい るというふうに、統計データ的には注を読むとそのように解釈が私はできます ので、中賃が用いたデータと同じようなデータが県別にあれば、それで議論す るのが一番いいわけなんですけども、私としては、今回は持ち家の帰属家賃を 除く総合のところで議論ができる、あと消費者物価指数ですね、議論ができれ ばある程度の代理指標にはなるのではないかというふうに私は考えますが、事 務局は本省に確認していただいてですね、むしろ本省の方にこういうところ曖 味にしてると、県別の地域別最賃の議論がしにくくなるんだということを公益 としてはお伝えをいただければというふうに思っております。 以上です。

○廣谷部会長

はい、ありがとうございます。

そうしましたらここの部分については事務局の方で本省に確認をいただいて、また報告いただくということでお願いをします。

○事務局(谷本)

はい。

○庸谷部会長

そうすると今の段階での使用者側の意見や、もちろん具体的な金額について も保留という形になりますか。

使用者側からは、具体的な現段階については意見、金額含めてですけども、 ありませんので、この段階で三者の協議というのではなくて労と公、使と公と いう形の個別的な協議をしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。よ ろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

では個別的な審議に入りますので、傍聴者の方には退席をお願いできますか。また個別審議が終わりましたらお呼びしますので、お待ちください。

〈傍聴者が退席する〉

○廣谷部会長

では個別に御意見を伺いたいと思いますので、まず労働者側からお聞きしたいと思いますので使用者側は別室でお待ちいただけますか。

《公労個別審議》 《公使個別審議》 〈傍聴者が着席する〉

○廣谷部会長

では再開します。まず個別に今意見をお聞きしましたけれども使用者側の方

から、御意見等いただけますか。

○児玉委員

使用者側も種々検討して議論を進めなくてはなりませんので、引き続きデー タについてはお示しをいただきたいということをもう一回お願いをしつつ、議 論の最初として、使用者側はいわゆる法定3要素、支払い能力というところに こだわって、議論を進めたいという姿勢は変わりはありません。昨年と同様に なりますけれども、いわゆる第4表の①②③とあるんですが①②の数字がBク ラスについては2.9%という数字になります。2.9%になりますと29円 ですので、1,009円という数字から議論をスタートしていきたいと。この 数字については、4表という賃金改定率、広く知れた数字であって、ここから ずいぶん離れてきてるっていうことが、スタートがなんでそんなに低いんやっ ていうふうに思われるかもしれないですけれども、まずはやっぱり使用者の支 払い能力ですね。これについては補足できる資料を今考えているんですけれど も、それは先に岡田委員からもありましたが、倒産の状況をですね、これぜひ 事務局にもですね、我々も調べた資料がございますが、いわゆる民間の調査会 社が倒産件数だとか、あるいは休業廃業、倒産だけではなかなか見えてこない ので、特にこんだけ賃金が上がってきてる中で雇用の維持が出来ない、支払い が出来ないっていう中で、雇用調整、そもそも雇用調整の先にあるのが休業廃 業ということの、もちろん休業廃業はほかにも色んな理由がありますが、そう いった雇用に関するところで休業廃業っていうのも因果関係が十分ありますの で、ちょっとそういったデータを一つ集められたら、お示しいただけたらなと 思います。出来たら事務局から御説明があった方がいいかと思いますので、そ ういったことも考え合わせて、使用者側の支払い能力っていうのはかなり限界 にきてると、あるいは二極化してます、というその辺の状況をより和歌山の状 況に則した中で御説明できたらなと思っております。

○廣谷部会長

そしたら今お話があったように、宿題というかお願いした資料3要素項目の 部分と、倒産等についての資料がまた入手できればまたお願いすると。それは 事務局の対応でお願いしたいと思います。

今、使側から意見と具体的な金額をいただきましたので、労使それぞれの意見、それから金額がまず出たということになります。ただもちろん金額等々まだまだ差異がありますので、本日の審議はここまでというふうにさせていただいて、次回に持ち越して審議を続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

では次回は8月7日木曜日、明日ですが午後4時30分からこの会議室で開催をいたします。労使双方本日の審議を持ち帰りいただいて十分検討の上臨んでいただきますようお願いをいたします。

本日の審議はここまでということになります。 その他の議題として何かありますか。 事務局から何かありますか。

○事務局(谷本)

ございません。

○廣谷部会長

よろしいですか。ないようでしたら本日の会議はこれまでということで終了 させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。